平成２７年（フ）第５１１号
大阪府岸和田市春木旭町５番33号
債務者　髙田　文世
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５１６号
大阪府岸和田市土生町２丁目30番５―205号
債務者　下迫　美紀
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５２４号
大阪府泉南郡熊取町大久保南２丁目22番15号
債務者　向井　真弓
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５３４号
大阪府岸和田市土生町927ベルハート207号室、住民票上の住所大阪府貝塚市石才530番地８ベースワン貝塚502号（住民票上の前住所）大阪府貝塚市麻生中555番地
債務者　平田　　綾
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５３９号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地11棟206号、前住所大阪府泉南郡熊取町朝代東１丁目６番８号
債務者　井上　智子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５４２号
大阪府泉大津市松之浜町２丁目12番27―７号
債務者　西村　美香
1　決定年月日時　平成27年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５６２号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目１番５―204号
債務者　佐々木一也
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５６３号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目１番５―204号
債務者　佐々木恵美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５７２号
札幌市手稲区西宮の沢４条４丁目７番２―101号
債務者　野々瀬晃史
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６７１号
札幌市西区山の手３条６丁目１番１―103号
債務者　佐藤　節子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６８５号
札幌市豊平区豊平３条３丁目２番15―302号
債務者　流　　雅彦
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７１７号
札幌市白石区中央３条５丁目４番30号　医療法人社団同仁会長野病院内、住民票上の住所札幌市豊平区平岸３条16丁目１番20―106号
債務者　植田　勝美
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７２３号
北海道江別市東野幌町40番地の１
債務者　栗田　雅弘
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７３０号
札幌市豊平区平岸４条12丁目12番40号　ハイムアザレア203号
債務者　佐藤　英昭
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７３９号
札幌市豊平区平岸４条12丁目１番６－２号　プチメゾン平岸201号
債務者　中村奈緒美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７４５号
札幌市豊平区月寒中央通８丁目３番20号　アムクレスト月寒中央203号
債務者　齊藤美由紀（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７７２号
札幌市西区発寒11条３丁目４番11―306号
債務者　富野　悦雄
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部